

中国における商事仲裁の紹介

Li Hu*

I. 1994年の中国仲裁法、仲裁の法律

中国独特の文化は、非敵対的な方法の1つである仲裁を通じて紛争を解決するという優れた伝統を育んできた。中国法は、商業や投資に関する国際紛争を解決するために有用な方法として、仲裁を支持している。実際にも、商取引から生じる紛争に対して仲裁を選択するという傾向が強い。

中華人民共和国（PRC）の歴史における最初の仲裁法である PRC 仲裁法は、PRC の立法機関である人民会議によって、1994年8月31日に制定された。同法は1995年9月1日に発効した（以下、「1994年の仲裁法」という）。1994年の仲裁法は、中国における国内仲裁および国際仲裁（外国が関係する仲裁）双方に適用される。同法は現代の仲裁の原則を多く具体化しており、中国での仲裁の原則も明確にしている。同法の下では、仲裁契約が仲裁の基本である。有効な仲裁契約が、仲裁機関が申立を受理する前提条件である。当事者間の仲裁契約は、それが無効でない限り裁判所の裁判権を排除する。仲裁は独立して実施され、行政機関、社会組織あるいは個人からの干渉を受けない。仲裁判断は最終的なものであり、両当事者を拘束し既判力をもつ。仲裁判断は裁判所により執行される。仲裁手続中、仲裁人は両当事者の自由意志に基づき調停を実施することができる。仲裁は調停と組み合わせられる。有効な仲裁契約が存在する場合、裁判所は両当事者を仲裁に付託し仲裁契約の執行力を保証する。裁判所は両当事者の要請に応じて、仲裁契約の効力について裁定し、財産の保全または証拠保全の暫定措置を提示する。裁判所は場合に応じて、取消の申立を認めまたは拒絶し、あるいは取消手続を停止し、取消の根拠を排除するために再仲裁を求めて仲裁人に仲裁判断を差し戻すこともできる。裁判所はまた、仲裁裁定の執行を認め、または法律もしくは PRC が批准している条約が定める拒絶理由に基づいて拒絶することもできる。裁判所による最大支援、最少干渉という原則が法律によって確認されている。

伝統的に中国の仲裁は、国内仲裁と国際仲裁という2系列からなる制度である。その違いは、外国の要素が絡んでいるか否かである。1994年の仲裁法の特徴の1つは、国際仲裁を特別に扱っていることである。ここでは国際仲裁について説明する前に、まず国内仲裁を説明しよう。

II. 国内仲裁

1994年の仲裁法以前は、中国で行われる仲裁活動を規制する、統一された仲裁法は存在していなかった。国内仲裁は商工業省およびさまざまなレベルのその下部機関に付属する多くの国内仲裁機関の下で実施されていた。これらの仲裁機関は、さまざまな地域やレベルの行政権限に基づいて当事者に対して仲裁権限を行使していた。仲裁契約は要求されなかった。また仲裁判断は最終

* 中国国際商業会議所仲裁研究所（CCOIC）副所長

的なものではなかった。つまり国内仲裁は強制的な性質をもち、経済紛争を解決するための1つの行政的手段であった。このような仲裁は、仲裁に対する適切な概念からは大きく外れるものであり、実際には仲裁、行政および裁判の混ぜ合わせであった。

1994年の仲裁法は、中国の国内仲裁に基本的な変更をもたらした。行政機関に従属していた以前の仲裁機関は1996年9月1日に存在しなくなった。それらは同法に基づき再編成されなければならない。再編成されたすべての仲裁機関は行政機関からは独立しており、仲裁機関と行政機関との間、あるいは仲裁機関自体の中に上下関係はない。現在までに、1994年の仲裁法に基づき160を超える仲裁機関が設立された。これらは国内紛争の他に、当事者が契約に基づいて付託する外国関連の紛争も扱うことができる。

III. 国際仲裁

国際商事仲裁に関しては、中国は1950年代以来、国際慣行によって、任意仲裁および最終判断制度を採用してきた。すでに1956年と1959年に、最初の2つの国際仲裁機関、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）と中国海事仲裁委員会（CMAC）が、中国国際貿易促進協会（CCPIT）/中国国際商業会議所（CCOIC）の援助の下に設立された。すべての国際仲裁は、CIETAC および CMAC に付託される。したがって、1994年の仲裁法以前は、中国での国際仲裁はCIETAC と CMAC で実施される仲裁手続のみを意味していた。

1994年の仲裁法以降は、他の仲裁機関も国際紛争を受理できるようになったが、ほとんどすべての国際仲裁はまだ、当事者によってCIETACに提起されている。CIETACは当事者の自主性、および商売上の現実的な必要性に従って、その管轄権を、両当事者が2000年の仲裁規則（2000年10月1日に）における合意によって付託するすべての国内紛争にも拡大した。CIETAC および CMAC は常に、中国における主要な仲裁機関であり続けている。

IV. CIETAC およびその活動

中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）は、中国国際商業会議所仲裁裁判所とも呼ばれ、1956年に、その当時は外国貿易仲裁委員会という名称で設立された。1980年、この仲裁委員会は外国経済貿易仲裁委員会と改称され、1988年には現在の名称になり、2000年にはCIETACという名称を維持しつつ、中国国際商業会議所仲裁裁判所という名称も採用した。

CIETACは1989年と1990年に深小委員会と上海小委99年にはチョンマ
チン、チョントウ（成都）、チャンシャー（長沙）、フーチョウ（福州）そしてダリアンの
CCPITの支部内に、裁判権をもたず紛争の処理ができない専門家による連絡と活動促進のための
組織として、5つの事務所を開設した。仲裁委員会の北京
員会は1つの組織である。それらは同一の仲裁規則と仲裁人パネルをもち、同一の仲裁権限を行
使する。

CIETAC は自身の仲裁手続規則を作った。仲裁委員会が設立されたときに暫定仲裁手続規則が定められた。その発展に対する要求を満たすために、仲裁委員会は 1988 年、1994 年、1995 年、1998 年および 2000 年にその仲裁規則を修正してきた。現行の仲裁規則は 2000 年 10 月 1 日に採択されたものである。現行の仲裁規則によれば CIETAC は、契約上のものか否かに関わらず、国際紛争、外国関連紛争および国内紛争に対して、仲裁のために CIETAC に付託すると両当事者間の仲裁契約に基づく裁判権をもつ。

CIETAC は専門的知識と倫理を有する仲裁人と秘書のチームである。現在、仲裁人パネルには合計 518 人の仲裁人がいる。そのうち 174 人は香港、マカオ、台湾および外国の出身者である。

CIETAC は、契約上のものか否かに関わらず、経済および貿易から生じる紛争を仲裁という手段で解決する。

CIETAC 規則が常に改善されていくなかで、CIETAC が扱う年間件数は目覚ましく増加している。1985 年、CIETAC は 37 件しか扱わなかった。1992 年にはこれは 267 件に跳ね上がった。1993 年には 486 件が新たに提起され、1994 年には 829 件に達した。1995 年にはほとんど 1000 件になった。翌 1996 年には新たな紛争は 778 件、1997 年は 723 件、1998 年は 678 件、1999 年は 669 件、2000 年は 633 件、そして 2001 年は 731 件であった。最近の統計によれば、2002 年前半、CIETAC は***件の新たな申立を受理した。紛争には、一般的商品の販売、資本上および契約上の共同事業、委託加工および求償貿易、建設契約、不動産、ローン、保険、交換貿易、商標譲渡などがある。資本上および契約上の共同事業と、不動産に関する件数が、顕著な増加を示した。1992 年、CIETAC が受理した国際紛争数が初めて LCIA、SCC および AAA をうわまわり、ICC 国際仲裁法廷にわずかに及ばない、第二位にまでなった。

1993 年以来、CIETAC が受理した件数は、世界の仲裁機関のトップであった。2001 年までに CIETAC は、ほぼ 8000 件を扱いその当事者は 40 の国および地域にわたった。現在、CIETAC が行った仲裁判断は、140 の国または地域の裁判権のある裁判所によって執行されうる。その判断の公平さは、国内でも国外でも一致して認められてきた。

2002 年 9 月 4 日に筆者が行った調査によれば、1995 年 1 月から 2002 年 8 月までに CIETAC が受理した、一方当事者がドイツ関係者の紛争は、96 件であった。これらのうち 40 件が一般の商品販売、29 件が工業用原材料、14 件が工業用機器、9 件が共同事業、4 件がその他の分野での紛争であった。

CIETAC は 2000 年に、ドメイン名紛争解決センターを設立した。同センターは、中国インターネット・ネットワーク情報センター (CNNIC) の権威の下に、.CN に関するドメインネーム紛争、および CNNIC が管理するキーワード紛争を解決するためのものである。2001 年、CIETAC はさらに香港国際仲裁センター (HKIAC) と共同で、割当名および番号インターネット・コーポレーション (ICANN) の承認に基づき、アジア太平洋地域の、さらには世界全体の当事者が関係する、gTLDs から生じる紛争を解決するための、アジア・ドメインネーム紛争解決センター

(ADNDRC) を設立した。ADNDRC は世界で 4 番目の、そしてアジアでは最初の gTLDs 紛争解決サービス提供者になった。その北京事務所は CIETAC 内にある。

CIETAC は他の国際仲裁機関との協力を継続的に進めてきた。CIETAC の国際的地位を向上させるために、ストックホルム商業会議所仲裁協会、全米仲裁委員会、公認仲裁人協会など、30 近い国際仲裁機関と仲裁協力協定を締結した。

V. 明らかにすべき幾つかの問題

1. 外国人は中国で仲裁人として指名されうるか

すでに指摘したように、CIETAC の現在の仲裁人パネルには、外国、香港自治区、マカオ自治区および台湾地域からの 158 人の仲裁人がいる。当事者は中国内で仲裁人として行動する人として、このパネルから外国人を選ぶ自由をもつ。実際、仲裁委員会が受理しているかなりの紛争で、3 名のうち、議長を含む 2 名が外国人である。

2. 仲裁廷の議長は、当事者の国籍とは異なる国籍をもつ者でなければならないか

中国の規範の下では、当事者によって指名されたという状況においてさえも、仲裁人は中立であり続け、独立かつ公平に行動しなければならない。仲裁人はいずれの当事者も代表せず、各当事者を平等に扱う。仲裁人の国籍は、仲裁人が独立かつ公平に行動するか否かを判断する理由とみなすべきではない。仲裁廷の 3 名の仲裁人が同一国の出身だとしても、仲裁人として指名した当事者に関しても、3 名は紛争を独立かつ公平に扱うだろう。そうしなければ、仲裁人は辞退することを求められる。つまり中国では、仲裁廷の議長が、当事者の国籍以外の第三国出身であることは要求されない。

3. 仲裁判断にはどの規則が適用されるか

1994 年の仲裁法によれば、仲裁人は法の規則に基づいて判断しなければならない。中国の仲裁慣行においては、仲裁人は法律に適合しているとの前提条件の下で、当事者の契約上の合意を尊重し国際慣行を参照して、公正かつ合理的な仲裁裁定を下す。公正さと善意に基づく仲裁は、中国では認められない。

4. 仲裁手続は、仲裁機関が所在していない場所や海外で行うことができるか

2000 年の CIETAC 仲裁規則によれば、仲裁手続は CIETAC やその小委員会の所在地、つまり北京、深、上海以外でも、どの場所（外国を含む）でも行うことこの 3 カ所以外の場所で仲裁手続が実施されたことはない。

5. 中国での仲裁判断の取消は、實際上どのようになされているか

1994年の仲裁法によれば、国際仲裁判断は、実体的事項に基づいて取消することはできない。一方、国内の仲裁判断は法律上の重要な誤りを理由として取消することができる。

CIETACによる仲裁判断に関する限り、今までに仲裁判断が裁判所によって取り消されたのは1回だけである。しかし幾つかの仲裁判断は、再仲裁のために仲裁団に差戻されている。

1994年の仲裁法や1991年のCCPLを厳格に実施するため、また訴訟や仲裁の活動の合法性を保証するため、最高人民法院は1998年4月23日、仲裁判断の取消に関する公式文書「外国仲裁判断の人民裁判所による取消に関する諸問題に関する最高人民法院公告」No. FA/40/1998（以下、「公告40/1998」という）を公布した。この司法解釈を公布することによりPRCは内部管理メカニズム、つまり外国関連の仲裁判断の取消措置が有効に監視されるような事前報告システムを定めた。外国仲裁判断を取り消そうとする人民裁判所はまず、その法域の上位人民裁判所から承認を得なければならない。外国仲裁判断を取り消すとの下位裁判所の決定を維持すると決定した上位裁判所は、取消の決定を確定する前に、今度はその決定を最高人民法院所に報告しなければならない。つまり公告40/1998は実際には、1994年の仲裁法の補足である。

6. 中国における仲裁判断の実際の執行状況はどうか

国際仲裁判断の執行は、東西を問わず世界の多くの国が関係し関心を集める問題である。私が知る限り、この点に関してはアジア諸国の1つであるシンガポールがうまくやっている。

中国では、仲裁判断の取消の場合と同様に、国際仲裁判断は、実体的事項に基づいて執行を拒絶されることはなく、国内仲裁判断の執行は法律上の問題を根拠に拒絶されうる。

さらに、執行の不当な拒絶を避けるために、中華人民共和国の最高人民法院は1995年、対応する司法解釈を公布し、国際仲裁判断の執行に関する事前報告システムを定めた。この公式文書によれば、国際仲裁または外国仲裁判断の執行を拒絶しようとする人民裁判所は、まずその法域の上位人民裁判所から承認を得なければならない。国際仲裁または外国仲裁判断の執行を拒絶するとの下位裁判所の決定を維持すると決定した上位裁判所は、執行拒絶の決定を確定する前に、今度はその決定を最高人民法院所に報告しなければならない。つまりPRCはこの公式文書を公布することで、執行の不当な拒絶が有効に管理できるように内部管理メカニズムを設けたことになる。

事前報告システムが定められる前は、実際、幾つかのCIETAC仲裁や外国仲裁判断の執行が裁判所によって拒絶された。中国国際商業会議所の仲裁研究所（ARI）は1997年8月から9月に、中国におけるCIETAC仲裁や外国仲裁判断の実際の執行状況に関する調査を行った。CIETAC仲裁での判断の執行に関しては、1996年末までに164件の申立は執行を求めて中間人民裁判所に提出された。そのうち127件が執行され、37件のみの申立が拒絶された。裁判所によって拒絶

された執行の申立件数は、その期間に扱われた CIETAC の合計件数（合計 3,571 件）のたった 1.04 パーセントである。1990 年から 1997 年 8 月末までに、合計 15 件の外国仲裁が人民裁判所に提起された。そのうち、2 件のみが執行の申立を拒絶された。外国仲裁の非執行の割合は 13.33 パーセントである（執行を求められた 15 件のうちの 2 件）。前記の、CIETAC 仲裁や外国仲裁判断の執行の拒絶は、すべて事前報告システムの設立以前になされた。中国では、状況はともいえないが、事前報告システムの設立以前でも仲裁判断の大部分は執行されえた。

事前報告システムが設立されて以降は、仲裁判断が裁判所により不当に拒絶されたとの報告はない。

7. 中国では「アド・ホック」仲裁を行うことができるか

「アド・ホック」仲裁が中国でなされたことはない。1995 年の仲裁法以前は「アド・ホック」仲裁および「アド・ホック」仲裁契約の有効性について、中国法に規定はなかった。1995 年の仲裁法第 16 条および第 18 条によれば、仲裁契約で指定されたいかなる仲裁委員会も、両当事者がその意味の補足の合意をしない限り、契約を無効にするのに十分ではない。つまり「アド・ホック」仲裁契約は無効である。実際、「アド・ホック」仲裁は中国では排除される。中国では、両当事者が仲裁制度から最善の支援を得られるように、正規の仲裁が優遇される。しかしその一方で、書面での仲裁契約を要求する厳格な規定の解釈に関する狭い基準が、實際上、商事仲裁の発展に対する不当な制限になっている。

8. ICC 仲裁は中国で行われうるか

中国法は、外国の仲裁機関が中国で仲裁手続を行うことに関して、何も規定していない。理論上、ICC 国際仲裁裁判所はその仲裁手続を中国で行うことができる。一方、ICC 仲裁の仲裁手続は中国法の強制規定を遵守しなければならない。中国仲裁法の下では、仲裁契約の有効性および仲裁人の指名に関する幾つかの手続き上の側面が、ICC 仲裁規則の対応する部分と異なっている。ICC 仲裁が中国で行われた場合、その仲裁手続は直接、中国仲裁法の強制規定に違反するかもしれない。現在の仲裁法は、修正されない限り中国での ICC 仲裁には適用できないだろう。

結論

中国は国際商事仲裁の分野での急速な発展に対応して、その最初の仲裁法を 1994 年に制定することによって、仲裁の適切な概念、仲裁判断の取消および執行のための対応するメカニズム、そして国際仲裁判断の執行が堅固かつ信頼できる基盤の上に立てることを保証するための事前報告システムという内部管理メカニズムを確認し確立した。中国の現在の仲裁制度の下では、すべての仲裁活動が統一された、より信頼できる基盤の上に実施されうると言えるだろう。しかし中国の WTO 加入に伴い、保護主義など仲裁を妨げる障害のマイナス効果を打ち消し、世界の貿易業者や投資家にとってさらに好ましい仲裁環境を生み出せるように、中国政府および司法機関によ

る努力がさらに必要である。さらに 1994 年の仲裁法もさらに改正し、現代の仲裁における通常の慣行および原則を組入れ、中国での仲裁の基本原則をさらに明確化することも必要である。